

テピアの視点 「加速するか、Visit Japan ブーム：タイ人等の日本短期滞在ビザを免除」

タイ人とマレーシア人のビザが免除に

今年7月から、タイ人とマレーシア人の日本での短期滞在（15日以内）に関して査証（ビザ）の取得が不要となった。新成長戦略の柱の1つとして「観光立国」を掲げる日本政府としては、経済成長を続けるアジア圏の中でも、特に近年、中間層の所得が急速に増加し、市場性にも注目が集まるタイとマレーシアからの観光客を大幅に増やしたいという狙いがあり、今回の措置となったものと見られる。

リピーターの個人旅行者を確保できずにいた日本

これまで、団体ツアーでの観光や、日本企業がインビテーションを発行して招聘するような場合を除き、中流階級のタイ人が個人旅行目的で日本への入国ビザを取得するのは、事実上、困難であった。一般的に、初めての旅行ではツアーに参加して行くこともあるが、いくらその土地に魅せられたとしても、またツアーに参加して再訪しようとする人は多くはないだろう。すなわち、これまで日本の観光産業は、商売の基本である「リピーター客」確保のチャンスをみすみす逃していたことになる。対照的に韓国は、以前よりタイ人に90日以内のビザなし滞在を許可してきた。映画などのコンテンツ産業とのコラボレーションによる観光誘致政策を推し進めてきた効果も相俟って、タイ人にとって韓国は非常に身近な旅行先となっていた。

個人旅行者の取り込みに向けた動き

7月18日から21日まで、バンコク市内のショッピングモールにおいて、個人旅行（FIT、Free Individual Travelerの略）に特化した旅行フェア「Visit Japan FIT Travel Fair」（主催：日本政府観光局＝JNTO）が開催された。同フェアには、北海道から沖縄まで観光振興団体や自治体、鉄道・バス等の運輸業者など9団体が参加し、増加が見込まれるタイ人個人旅行者の取り込みに向け、積極的なPRを行った。

このように日本全国各地がタイ人観光客の取り込みを狙い活動を始めているが、とりわけ、タイ人に人気の高いのが北海道である。北海道には、従前から続く団体ツアー客に加え、今回のビザ免除措置によって新たにタイ人個人旅行者が加わり、全体の旅行者数は大幅に増えるものと予測されている。現在、タイから日本各地への直行便を週95便（共同運航便を含む）運行しているタイ航空は、これまで週3～5便だったバンコクー札幌間の直行便を、10月から毎日運航することを既に決定しているほか、受け入れる北海道の観光業界関係者も、タイ人観光客数の増加に大きな期待を寄せている。

中国人観光客に替わり、タイ人観光客を

タイ人の訪日観光客数を他のアジア主要国からの観光客数と比較してみると、2012年時点では年間約20万人であり、韓国（約157万人）や台湾（約133万人）と比べると、依然、大きな開きがある。近年の推移をみても、韓国、台湾からの観光客数はさらに増加する傾向にある。一方で、中国からの観光客数は、尖閣諸島問題などの影響を受け、直近の半期で大幅に減少している。今回のビザ免除措置を契機に、2013年以降のタイからの観光客が大きく増加し、中国からの観光客数を上回る可能性も出てくるとの見方もある。

タイ人の日本に対する感情は非常に良好である上に文化的・宗教的にも日本に類似しており、タイ人は一般的に温和な性格をもった民族とされることから、「安定して確保できる優良な旅行客」（地方都市シティホテルマネージャーK氏）と期待する声も大きく、観光業界の中には、中国人観光客の減少分をタイ人観光客の増加で補おうという思惑もあるようだ。

観光地に新たなビジネスチャンスも

現在、日本全国の観光地やそこに立地する旅館・ホテルの中には、観光客数・宿泊者数の減少による採算性の悪化に悩む自治体や団体、事業者などが少なからず存在している。彼らにとって今回のビザ免除措置は、タイやマレーシアからの観光客にターゲットを絞った新たなビジネス展開によって現状を打破するひとつの切り札になるものと考えられる。

もちろん、タイやマレーシアからの観光客にとって魅力のある環境を創りあげないことには、特定の地域、旅館に誘導することは容易ではない。「どのようなサービスを行えば外国人が挙って訪れるようになるか」など外国人顧客のニーズ把握から現地でのPRまでを含めたマーケティング活動、さらには現地語での看板表記や従業員の対応マニュアルづくりなど受入体制の整備まで様々な工夫を入念に行うことこそが、誘致成功に向けた鍵を握る。

（石毛 寛人）

目次

【中国便り】 路上でベーコンが焼ける：中国各地で 40℃を超える猛暑	4
【中国】【環境】 汚染源モニタリング情報を 9 月から公開へ	5
【中国】【環境】 上海市温室効果ガス排出権取引市場規則の意見公募	6
【中国】【環境】 重点地域と 74 都市の大気汚染状況を公表	6
【中国】【太陽光発電】 中国政府、「太陽光発電産業の健全な発展を促進する若干の意見」 を公表	7
【中国】【税務】 国家税務総局、「混合性投資業務」の税務処理を規定	7
【中国】【シェールガス】 シェールガス標準化技術委員会を設立	7
【中国】【原子力緊急時計画】 原子力緊急対応プランを改定	8
【中国】【ウラン濃縮】 中国、ウラン濃縮技術の完全国産化を実現	8
【インドネシア】【自動車】 消費者協会、低価格環境対応車に関する政令を批判	8
【アフリカ】【水力発電】 世銀がアフリカ 3 ヶ国の水力発電プロジェクト支援	9
【国際】【エネルギー】 世界のエネルギー消費量 2040 年までに 56%増加	9

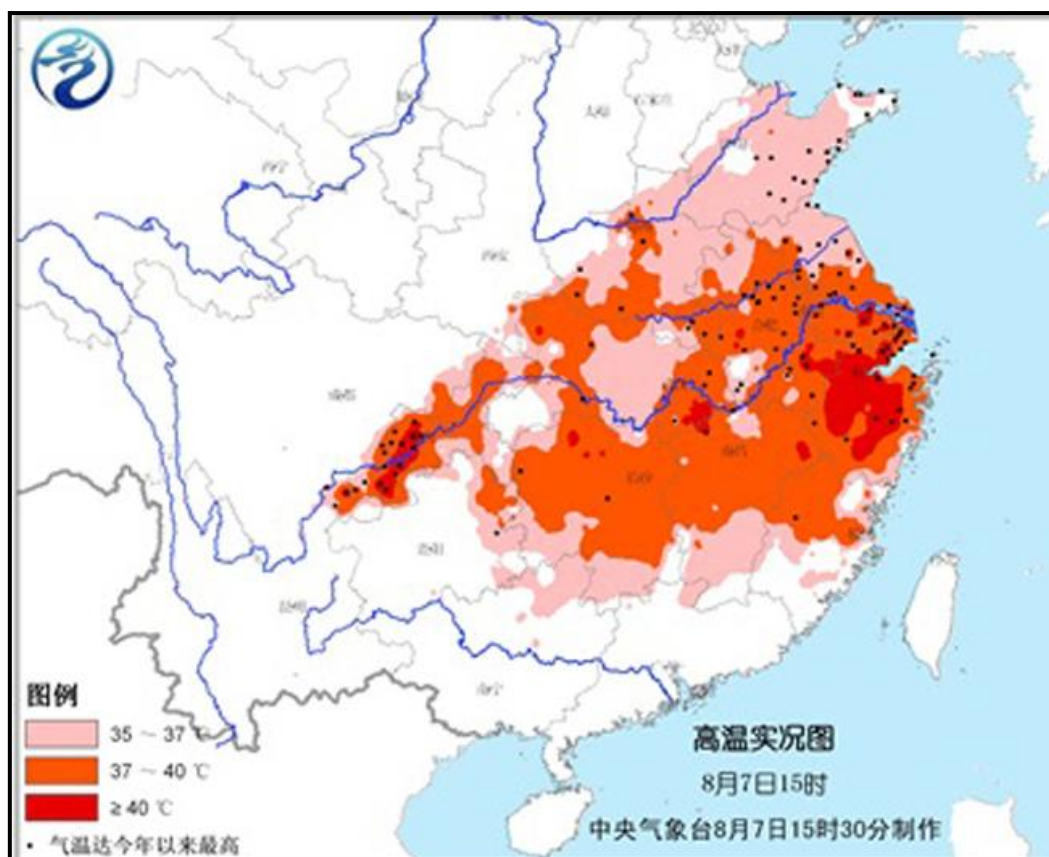
【中国便り】路上でベーコンが焼ける：中国各地で40℃を超える猛暑

中国では7月に入ってから、揚子江下流南岸や重慶などの19の省、区、市で高温が続いている。中央气象台によると、7月29日までに南部を中心として合計43の県・市で最高気温が40℃を超えた。このうち、浙江省の県級市である奉化市で42.7℃を記録したほか、新昌県(42℃)、重慶市豊都(42.2℃)、万盛(42.1℃)などで42℃を超えた。上海や杭州でも40℃を超え、観測開始以来最高を記録した。

8月に入っても気温が下がる気配はいっこうに見られず、各地で高温記録を更新している。国家気象局によると、8月7日には、揚子江下流南岸や東地区など合計16省、区、市では35℃を超えた地区が156万平方キロ、40℃を超えた地区が7万平方キロに達した。全国130カ所の気象観測所が今年の最高気温を記録し、このうち、30カ所は観測開始以来の最高記録となり、重慶江津(43.5℃)、浙江奉化(43℃)、四川興文(43℃)、四川叙永(42.8℃)、四川合江(42.6℃)などで軒並み42℃を超えた。

中央气象台が発表した高温観測図(8月7日)

(黒点は今年最高気温を記録した場所)



新華社の記者は7月30日の昼ごろ、実際の路上温度を確認するため、上海徐家匯で実験を行った。路上にベーコンを入れたフライパンを置くと80分間で焼けた（写真右）。路上温度は、ベーコンが焼けた時点で67℃あった。（劉彦）

路上でのベーコン焼き実験（7月30日12:54～14:16）



中 国

【中国】【環境】汚染源モニタリング情報を9月から公開へ

環境保護部は7月17日、地方政府等の環境保護部門に対して、今年9月から汚染源モニタリング情報を自主的に公開するよう通達した。また、社会的に関心の高い重大かつ総合的な汚染源モニタリング情報について、ニュースリリースの公布、記者会見の開催などの方法によって公開するよう指示した。

情報公開内容には、重点監視汚染源の基本状況、汚染源モニタリング、総量規制、汚染防止、汚染排出費の徴収、監査法律執行、行政処分、環境緊急時対応などの環境モニタリング情報が含まれている。公開方法について、①一般的に、編集あるいは変更された日から20営業日以内に汚染源モニタリング情報を公開する。②要約情報については、年度末か四半期終了日から20営業日以内に公開する。③汚染源自動モニタリングなどの直ちに公表できる情報については、1営業日以内に公開する。④四半期汚染排出費の時期、徴収予定金額、実際支払金額、徴収機関、徴収減免など情報について、四半期終了日から45日以内に公開する——と定められている。

【中国】【環境】上海市温室効果ガス排出権取引市場規則の意見公募

上海市政府の法制弁公室は7月12日、「上海市炭素排出権取引管理規則（草案）」に関する意見の募集を開始した。草案では、割当額配分の管理制度、炭素排出量のベリフィケーション、レポートとバリデーション、補填制度及び関連処罰制度などについて、明確に規定した。その主な内容は下記の通り。

① 割当額配分方法の確定

割当額の配分は、上海市の過去の炭素排出水準、業界の発展状況、企業のこれまでの省エネ排出削減実績などをもとに確定される。

② 5%の補填制度

炭素割当額の配分に該当する企業は、国が認定した自主的排出削減量（CCER）を用いて、一定の割合で補填することが可能である。また、補填義務を履行する際、1トンの国認定の自主的排出削減量（CCER）は、1トンの二酸化炭素排出割当額に相当する。なお、補填に用いられる最大の比率は、該当年度に配分された割当額の5%を超えてはいけない。

③ 処罰制度

◆ 報告義務を履行しない場合、また期限内に改正しない企業に対して、1万元以上3万元以下の罰金を課する。

◆ 理由なく、バリデーション機関の審査を妨げたり拒否する行為、あるいはバリデーションレポートを偽造、改造する場合は3万元以上5万元以下の罰金を課する。

◆ 企業が配分の割当額を納めることができなかった場合、5万元以上10万元以下の罰金を課する。また、違反行為が重大な場合、次年度、上海市「省エネ・廃棄物削減特定項目資金」を受ける権利をはく奪する。

【中国】【環境】重点地域と74都市の大気汚染状況を公表

環境保護部は7月31日、2013年6月の北京市、天津市、河北省、長江デルタ地域、珠江デルタ地域及び74都市の大気汚染状況を公表した。それによると、6月の74都市の平均基準到達日数の割合は64.4%、基準超過日数の割合は35.6%であった。このうち、軽度汚染21.5%、中度汚染8.8%、重度汚染4.9%、深刻汚染0.4%となった。

大気汚染の根本的な原因は、石炭や自動車、産業、建設、輸送といった部門からの汚染物質の排出量増大であり、74都市の上半期の大気汚染観測データ分析によると、微粒子物質（PM2.5）やオゾンをはじめとした物質の急速な蔓延に加えて複合型の大気汚染が特徴となっている。

【中国】【太陽光発電】中国政府、「太陽光発電産業の健全な発展を促進する若干の意見」を公表

中国国務院 2013 年 7 月 15 日、「太陽光発電産業の健全な発展を促進する若干の意見（以下では『意見』と略）」を公表した。同意見では 2015 年までに太陽光発電の設備容量を年間平均 1000 万 kW 増加させ、2015 年の設備容量が 3500 万 kW 以上になると見込んだ。

中国の太陽光発電の設備メーカーは現在生産能力の過剰と欧米への輸出不振の課題を抱えており、今後は業界の再編と淘汰が進展すると予測されている。こうした中で、同意見はポリシリコン、太陽光パネルの生産能力を一方向的に拡大することを抑制し、技術力が高く競争力が強い有力企業を重点的に支持するとの見解を示した。

さらに、同意見では分散型太陽光発電システムの建設を奨励し、電力使用量が多い企業、工業パークでの大規模な分散型太陽光発電システムの建設を優先的に支持すると明記した。

【中国】【税務】国家税務総局、「混合性投資業務」の税務処理を規定

国家税務総局は 7 月 15 日、「企業混合型投資業務の企業所得税処理問題に関する公告」を公布し、現行の企業所得税法では明確に規定されていなかった「混合性投資業務」の定義及び税務処理の方法が明示した。

混合性投資業務は、権益と債権の特性を備えた投資業務（たとえば新株予約権付社債等）を指す。投資を受ける側の企業は投資受け入れ後利息等を支払う、また投資側企業は投資を受ける側の企業の日常的な生産経営活動に関与しない等、公告に規定された 5 つの条件全てをクリアする業務は混合性投資業務に分類される。

混合性投資業務については、税法及び「国家税務総局の企業所得税若干問題に関する公告」（「2011 年第 34 号国家税務総局關於企業所得税若干問題的公告」）に基づき税前控除が行われる、また、投資を受ける側の企業の買戻について、投資側を含めた両者が購入価格と投資コストの差額を債務再編損益とし、それぞれ当期の課税所得額に計上すること等が定められた。同公告は 2013 年 9 月 1 日より執行される。

【中国】【シェールガス】シェールガス標準化技術委員会を設立

国家能源局は 7 月 5 日、中国石油天然ガス集団会社が申し出ていた「シェールガス標準化技術委員会」（頁岩気標準化技術委員会）の設立を認めた。同委員会は関係企業等の専門家ら 44 名で構成。中国石油天然ガス股份有限公司の孫龍徳・副総裁が就任委員に就任した。

同委員会は、シェールガス標準の統一管理やシェールガス全産業チェーンの技術標準体系の構築について研究を実施するとともに、シェールガス一般標準や基礎標準の研究制定を行う。

【中国】【原子力緊急時計画】原子力緊急対応プランを改定

国務院弁公庁は7月9日、「国家原子力緊急対応プラン」（「国家核応急預案」）を6月30日付で改定したことを明らかにした。2008年5月の汶川大地震（四川省）や11年3月の福島第一原子力発電所の事故等の経験を踏まえて05年版を改定した。

それによると、原子力事故が起こった際の緊急対応について、国、省、運営機関という3段階で対応するとし、それぞれの対応組織の職責を明確に定めた。また、事故の性質や深刻度、放射線影響の及ぶ範囲に応じて、「緊急対応待命」、「プラント緊急対応」（廠房応急）、「所内緊急対応」（場区応急）、「所外緊急対応」（総体応急）の4つに分け、それぞれ「Ⅳ級対応」、「Ⅲ級対応」、「Ⅱ級対応」、「Ⅰ級対応」に指定した。同プランでは、使用済み燃料輸送事故への緊急対応や外国で発生した原子力事故への対応なども規定した。

【中国】【ウラン濃縮】中国、ウラン濃縮技術の完全国産化を実現

原子力発電と核燃料サイクル事業をてがける中国核工業集団公司是6月21日、甘肅省蘭州市にあるウラン濃縮産業基地で、遠心分離濃縮技術の完全国産化と工業化を実現したと発表した。

同公司傘下の蘭州ウラン濃縮有限公司の朱紀・総経理は、国産の遠心分離濃縮設備の操業がスタートしているとしたうえで、現在稼働中の17基の原子力発電所に加えて、2020年までは現在の5倍に相当する規模の原子力発電所で必要となる核燃料の需要を賄うことができると説明している。

アジア

【インドネシア】【自動車】消費者協会、低価格環境対応車に関する政令を批判

インドネシア消費者協会（YLKI）はローコスト・グリーンカー（LCGC）に対する優遇措置を規定した政令（2013年第41号）について、自動車産業を過度に優遇するものであるとして強く抗議した。7月30日付の現地紙『Kompas』が伝えた。

YLKIは、自動車産業よりも公共交通機関の運営団体に優遇措置を適用する必要があるとしたうえで、公共交通機関のインフラが整備されていないなかで同政令を施行することは時期尚早と指摘。また、約1億4000万ルピア（約135万円）にもなる買い物を大多数の購入者が分割で支払っている現状で低価格を謳うのは消費者を欺くことになると批判した。さらに、ガソリンに助成金が支払われていることに疑問を示すとともに、今回の優遇措置によって自動車が増加し、大都市での渋滞や大気汚染が深刻化するとの懸念を表明した。

YLKI は、同政令が関係省庁間で調整が行われずに認められた可能性が高いとしており、今後、政府に対し同政令の見直しと LCGC の生産中止を求める考えを示している。

アフリカ

【アフリカ】【水力発電】世銀がアフリカ3カ国の水力発電プロジェクト支援

世界銀行は8月6日、ブルンジ、ルワンダ、タンザニアの約6200万人に恩恵をもたらす水力発電プロジェクト「Regional Rusumo Falls Hydroelectric Project」向けの3億4000万ドルを承認した。同プロジェクトでは4億6800万ドルをかけて80MWの水力発電所が建設されることになっており、世界銀行が全体の約70%の資金を提供する。8月6日付『UN News Service』が伝えた。

世界銀行は2011年、アフリカ諸国の800万人を対象にした飲料水提供の改善に加え、6000キロ以上の道路整備、140万人を対象として電力供給等で貢献をしてきた。今回のルスモ(Rusumo)水力発電プロジェクトによって、3カ国の電力供給が改善されるだけでなく、雇用の創出や経済発展につながると期待されている。

国際

【国際】【エネルギー】世界のエネルギー消費量2040年までに56%増加

米エネルギー省(DOE)傘下のエネルギー情報局(EIA)は7月25日、世界全体のエネルギー消費量が2010年から40年の間に56%増加するとした予測結果を公表した。「International Energy Outlook 2013」の中で明らかにしたもので、経済協力開発機構(OECD)加盟国の伸びが17%なのに対して、非OECD加盟国の伸びは90%に達すると見込まれている。エネルギーに関連した二酸化炭素の排出量は、2010年時点の約310億トンから46%増加し、2040年には450億トンに達すると予測されている。

EIAは、エネルギー源別に見ると再生可能エネルギーと原子力発電の伸びが一番大きく、年率2.5%で増加すると予想している。このうち原子力については中国の伸びが最も大きく、1億4900万kWの原子力発電所が新設されると見込んでいる。